

令和5年度洞爺湖町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、町の全ての機関が発注する物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、以下のとおりとする。

- (1) 障害者総合支援法に基づく事業所等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者雇用促進法に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（※次に掲げる全てを満たすもの）
 - ① （障がい者の雇用者数が5人以上）
 - ② （障がい者の割合が従業員の20%以上）
 - ③ （雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上）

4 調達の対象品目等

町が発注する物品等のうち、障がい者就労施設等が供給できるものとする。

5 調達の目標

障がい者就労施設等からの調達実績額及び調達実績件数が前年度の実績を上回ることを目標とする。

なお、物品等の調達に当たっては他の業者との公平性を損なわないよう配慮し、適正な予算の執行に努めながら障がい者就労施設等からの優先調達の可能性について十分検討の上、調達を行うものとする。

6 調達の推進方法

- (1) 健康福祉課では、障がい者就労施設等から提供可能な物品、役務等について情報収集し、これらの情報を基に各課に対して情報提供を行うものとする。
- (2) 各課においては、優先調達の可能性について十分に検討し、障がい者就労施設等からの調達の推進を図るものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定または見直ししたときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

8 担当窓口

本方針に関する担当窓口は、総務部健康福祉課とする。